

ご相続に関する お手続きのご案内

東海東京フィナンシャル・グループ



東海東京証券

本社：〒450-6212 名古屋市中村区名駅四丁目7番1号
<https://www.tokaitokyo.co.jp/>



東海東京フィナンシャル・グループ



東海東京証券

ごあいさつ

ご逝去を悼み心よりお悔やみ申し上げます。
ご家族の皆様の悲しみは、いかばかりかとお推察いたします。
ご葬儀やその他の諸手続きでお忙しいことと存じますが、
相続の諸手続について、ご不明な点はございませんでしょうか。
このような機会に接することが少ないだけに、
戸惑われることも多いこととお察しいたします。

つきましては、相続等の諸手続きの概略をまとめさせて
いただきましたので、お役にたてば幸いに存じます。

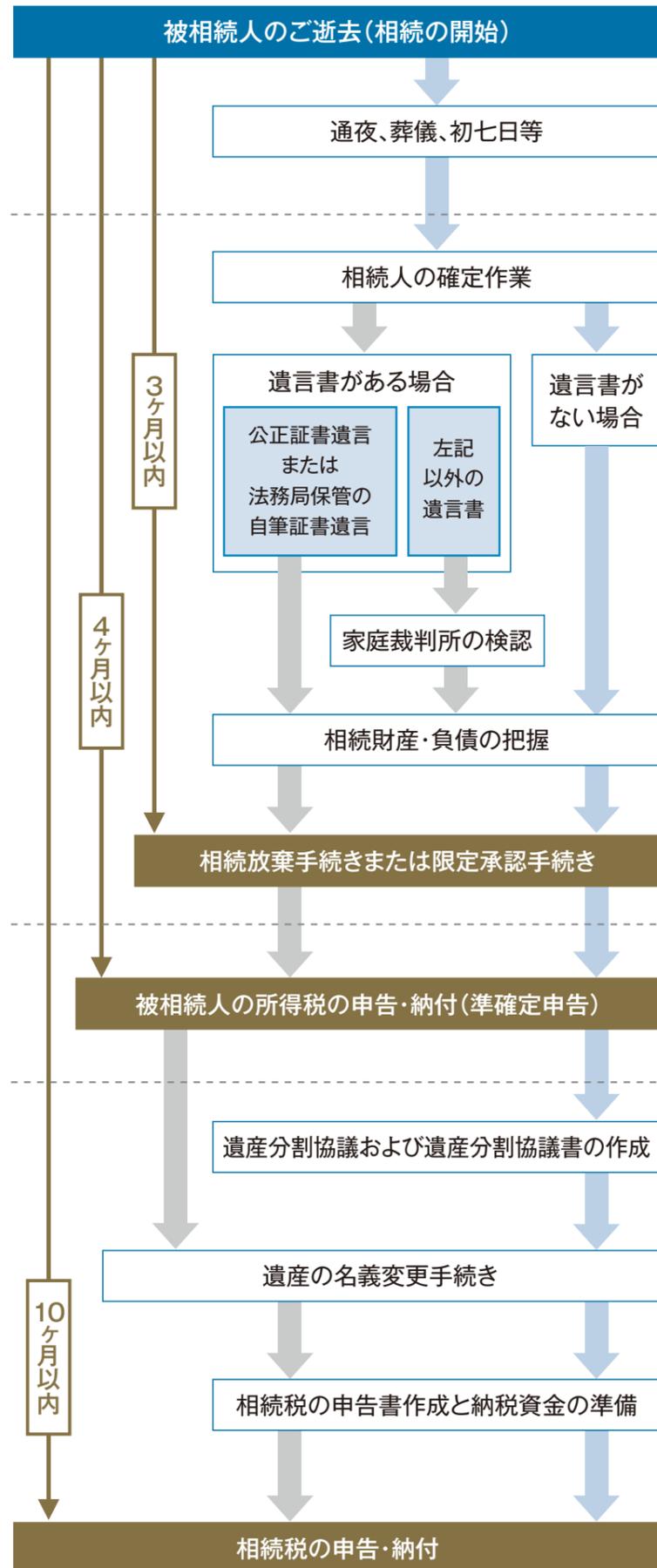
また、ご相続に関するご相談やお悩みごとがございましたら、
東海東京証券のお取引店にご相談くださいますようお願い申し
上げます。

I. 相続手続きの流れ	3
II. 遺言書がある場合	4
遺言書の種類	
遺言書の取扱い	
遺言執行者について	
遺留分とは	
III. 遺言書がない場合	5
法定相続人と法定相続分	
相続の放棄	
限定承認	
遺産分割の方法	
遺産分割協議書	7
遺産分割協議書の具体例	
IV. 相続税の申告と納税	8
申告の手続き	
納税方法	
相続税の申告を期限までにされないと・・・	
V. 東海東京証券の相続のお手続き	
お手続き全体の流れ	9
ご用意いただく戸籍謄本について	10
お客様にご提出いただく書類のご案内	11
残高証明書の発行	
相続の手続き	
A 遺言書があり、遺言執行者が選任されている場合	
B 遺言書があり、遺言執行者が選任されていない場合	
C 遺産分割協議書がある場合	
D 遺言書・遺産分割協議書がない場合	
VI. よくあるお問い合わせ	13
Q1. 相続人の中に未成年者がいます。	
Q2. 判断能力が不十分な相続人がいます。	
Q3. 海外に住んでいる相続人がいます。	

※本資料は2021年3月時点の諸制度をもとに作成しています。

※本資料は相続に関する一般的なお手続きの概要をまとめたものです。法律に関しては弁護士、税務に関しては税理士等の専門家にご相談ください。

I. 相続手続きの流れ



- 死亡届の提出(7日以内)
- 健康保険・世帯主変更の手続き(14日以内)
- 年金・保険等の手続きを行います。
- 公共料金等の名義変更や引落変更を行います。

- 相続人を確定するため、被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本を取り寄せます。(→P10)

- 遺言書があった場合、速やかに家庭裁判所へ提出し、検認の手続きをします。ただし、公正証書遺言、または保管制度利用の自筆証書遺言はこの限りではありません。(→P4)

- 相続人の中に未成年者がいる場合、特別代理人を選任します。(→P13)
- 相続人の中に判断能力が不十分な方がいる場合、成年後見制度を利用します。(→P13)

- 相続財産の概要を把握し、相続するか放棄するかを検討します。
- 相続の放棄または限定承認を行う場合、家庭裁判所に申述します。(→P6)

- 1月1日から被相続人が亡くなった日までの所得税を税務署へ申告します。

- 遺言書がない場合で相続人が複数いる場合は、相続人全員で遺産分割を話し合い、合意を得ます。合意書として「遺産分割協議書」を作成します。(→P7)

- 相続人全員の実印と印鑑証明書が必要です。

- 手続きに期限はありませんが、被相続人名義の不動産や預貯金、有価証券等の名義書換えを行います。

- 被相続人が死亡した時の住所地の所轄税務署に申告・納税します。(→P8)

II. 遺言書がある場合



遺言書の種類

被相続人が生前に作成していた遺言書により相続を行う方法です。遺言書の方式は民法に定められており、これに沿っていないものは有効になりません。

主な違いは次のとおりです。

	自筆証書遺言	自筆証書遺言 保管制度	公正証書遺言	秘密証書遺言
保管	遺言者本人	法務局	原本は公証役場 正本・謄本は遺言者本人	遺言者本人
家庭裁判所の検認	必要	不要	不要	必要

遺言書の取扱い

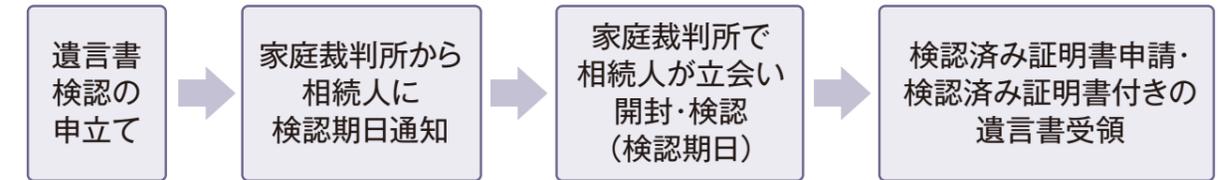
遺言は、被相続人の最終意思を述べているものとして重要です。遺言書の存在が確認された場合の取扱いは、民法で定められています。

公正証書遺言、または保管制度利用の自筆証書遺言以外の遺言書については、遺言者の最後の住所地を管轄する家庭裁判所に提出し、検認手続きを受けなければなりません。

封印のある遺言書は、家庭裁判所で相続人等の立会いのうえ開封しなければならないことになっています。

なお、検認は遺言の有効・無効を判断する手続きではありません。

● 検認手続きの一般的な流れ



※ 検認の申立てから検認期日までは約1~2ヶ月程度かかります。

遺言執行者について

遺言執行者は、遺言書の内容に沿って相続財産の管理を行い、遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有しています。遺言執行者は、遺言書で指定されている場合や家庭裁判所で指定される場合があります。

遺留分とは

遺留分とは、相続人が取得できる最低限度の相続分として民法が保障している割合のことです。

遺留分は、配偶者、被相続人の子(代襲相続人を含む)、被相続人の父母などに認められており、その割合は法定相続分の半分(相続人が直系尊属のみ場合は3分の1)となります。

遺留分権利者は遺留分を侵害し相続等を受けた人に対して遺留分侵害額に「相当する金銭」を請求することができます。

ただし、この請求権は相続及び自分の遺留分が侵害されていることを知ってから1年、相続開始から10年が経過した場合に時効により消滅します。

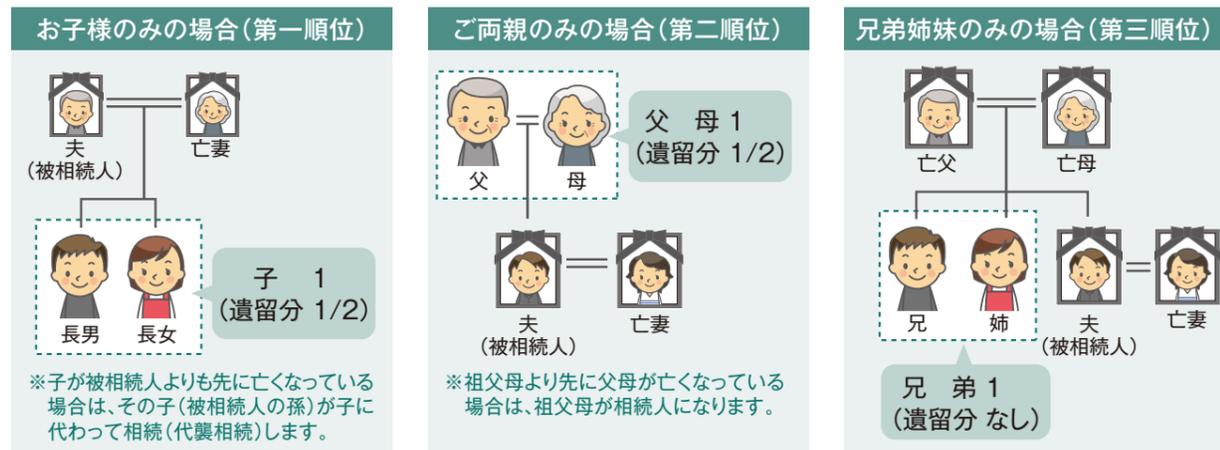
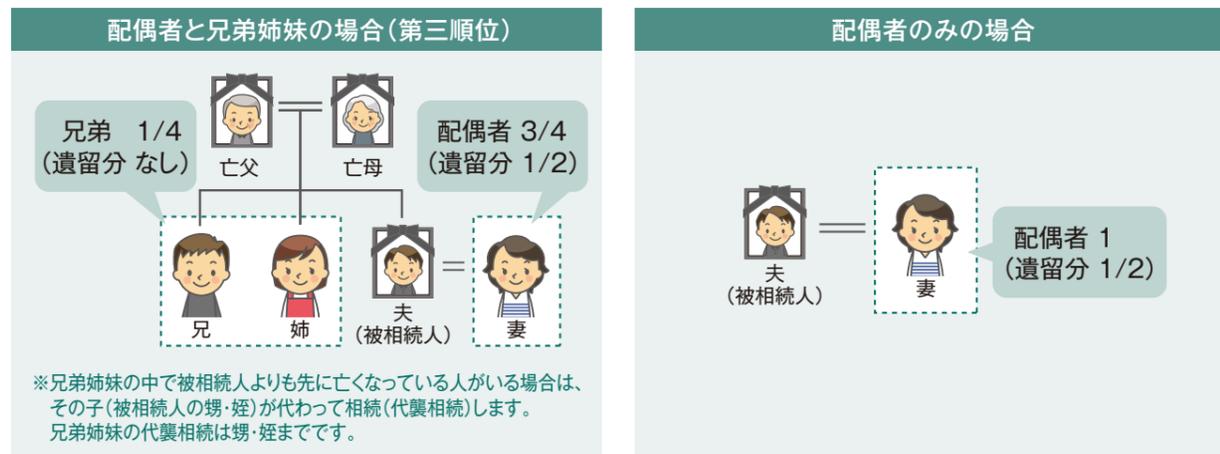
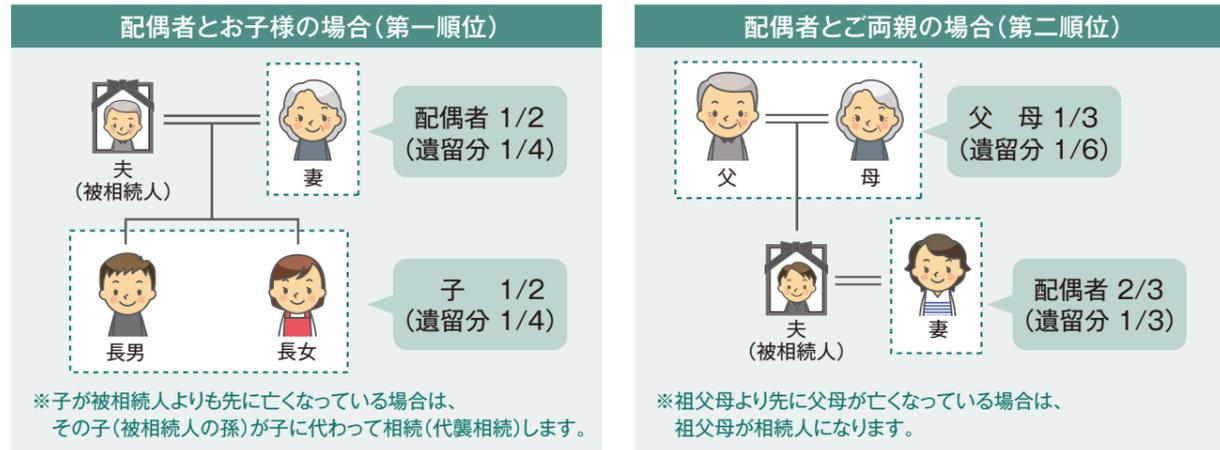
Ⅲ. 遺言書がない場合

遺言書がない場合、遺言書があっても分割方法が指定されていない相続財産がある場合は、相続人全員で協議して遺産分割を行います。

法定相続人と法定相続分

亡くなられた方(被相続人)の財産や債務を受け継ぐ人(相続人)や各相続人の相続分(法定相続分)は民法で定められています。しかし、この法定相続分はあくまで目安です。相続人全員の協議によって決めた遺産分割の内容がこの相続分と異なることとなっても、全員の意見が一致していれば、その協議は有効です。

法定相続人と法定相続分の例(「夫」を被相続人とした場合)



相続の放棄

被相続人の財産も債務もすべて放棄し、一切の財産を相続しないという手続きです。マイナスの財産がプラスの財産を上回っている場合などに用いられます。相続を放棄すると、その人ははじめから相続人ではなかったものとして扱われます。なお、放棄する場合には、相続人が相続の開始を知った時から3ヶ月以内に、家庭裁判所に相続放棄の「申述」をする必要があります。

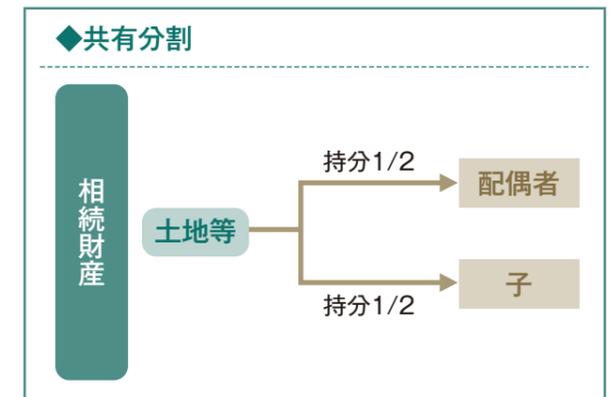
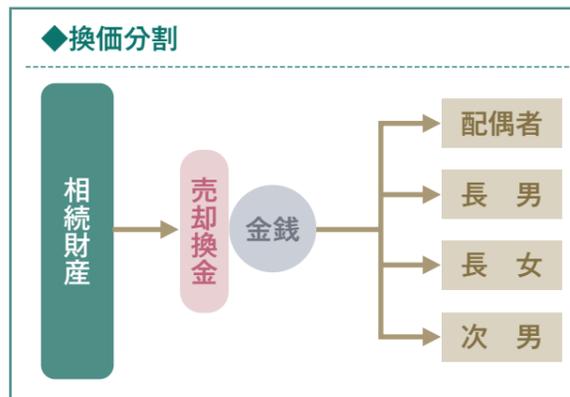
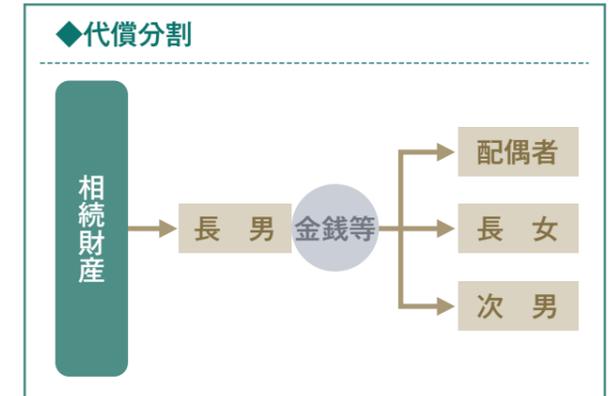
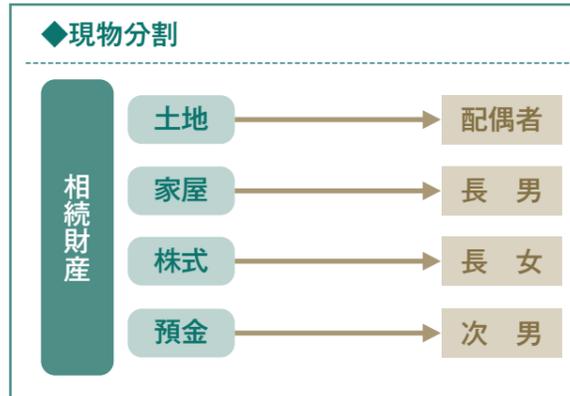
限定承認

被相続人の財産も債務も相続するものの、相続で得た財産の範囲内でのみ債務の支払いの責任を負うという相続方法です。プラスの財産よりマイナスの財産が多い場合、あるいはどちらが多いかわからない場合に用いられます。なお、限定承認をする場合には、相続の開始を知った時から3ヶ月以内に、相続人全員が財産目録を添えて家庭裁判所に「申述」をする必要があります。

遺産分割の方法

相続が発生すると、遺産は相続人の共有の財産となります。この遺産を相続人の間で話し合っ、誰が何を相続するのかを決めることを遺産分割協議といいます。遺産分割の方法には以下のようなものがあります。

- 現物分割** 遺産をそのまま現物で、相続人ごとに分ける方法で、遺産分割の一般的な方法です。
- 代償分割** 相続人1人が遺産を取得した代償として他の相続人には、金銭その他の財産を与える分割方法です。
- 換価分割** 遺産を売却して換金し、その換価した金銭を相続人で分ける分割方法です。
- 共有分割** 一つの遺産を2人以上の相続人の共有持分で所有する分割方法です。



遺産分割協議書

遺産は相続人全員の協議により分割することができます。遺産分割協議が整った場合は、後のトラブルを防ぐためにもその内容を文章化しておきます。作成した文章に相続人全員が署名をしたうえで実印を捺印します。遺産分割協議書は、被相続人名義の不動産、預貯金、有価証券等を相続人に名義変更する時に必要となります。遺産分割協議が成立したことを確認するため、相続人全員の印鑑証明書により、遺産分割協議書上の相続人全員の署名捺印を照合しますので、相続人全員の印鑑証明書を添付します。

遺産分割協議書の具体例

遺産分割協議書

被相続人 東海 太郎(昭和△△年△△月△△日生まれ)
 死亡日 令和〇年〇〇月〇〇日
 本籍地 愛知県名古屋市〇〇区▲▲丁目□□番地
 最後の住所 愛知県名古屋市〇〇区▲▲丁目□□番地

東海太郎の死亡により開始した相続の共同相続人である東海花子、東京桜子の全員で次の通り遺産分割の協議を行い、下記の通り分割し、取得する事に合意した。

1. 相続人東海花子は以下の財産を相続する。

(1) 土地
 所在 愛知県名古屋市〇〇区▲▲丁目
 地番 □□番地
 地目 宅地
 地積 123.45平方メートル

(2) 建物
 所在 愛知県名古屋市〇〇区▲▲丁目
 家屋番号 □□番地
 種類 居地
 構造 木造瓦葺2階建
 床面積 1階 123.4平方メートル
 2階 98.7平方メートル

(3) ●●銀行◇◇支店の被相続人東海太郎名義口座番号9876543の普通預金すべて
 (4) 東海東京証券〇〇支店(口座0123456)被相続人東海太郎名義の有価証券等すべて

2. 相続人東京桜子は以下の財産を相続する。

(1) ●●銀行◇◇支店の被相続人東海太郎名義口座番号7651234の定期預金すべて

3. 相続人東海花子は、被相続人の債務すべてを継承する。

4. 本協議書に記載なき相続財産及び後日判明した遺産については、相続人東海花子がこれを取得する。

以上のとおり、相続人全員による遺産分割協議が成立したので、本協議書を2通作成し、署名捺印のうえ、各自1通ずつ所持する。

令和〇年□□月□□日

住所 愛知県名古屋市〇〇区▲▲丁目□□番地
 相続人 東海花子 (実印)

住所 東京都□□区●●町◇◇丁目△△番地
 相続人 東京桜子 (実印)

IV. 相続税の申告と納税

申告の手続き

相続税は、一定額以上の財産を残して亡くなられた方の財産を、相続・遺贈により取得した人(相続人等)に課される税金です。一定の場合に、税務署への申告手続きが必要になります。

(1) 申告が必要な場合

- 納税する相続税がある場合
- 特例の適用を受ける場合(配偶者の税額軽減など)

(2) 申告手続き

① 申告書の提出先・提出期限

- 提出先 → 被相続人の死亡時における住所地の税務署
- 提出期限 → 相続日の翌日から10ヶ月以内

② 申告書の提出方法

相続税の申告書は、相続人が共同で作成し、所轄税務署に提出します。しかし、相続人同士で連絡のとれない場合やその他の理由で共同して申告書を提出することができないような場合には、別々に申告することもできます。

納税方法

相続税納付の原則は、相続開始から10ヶ月以内の現金での一括納付です。

① 延納が認められる場合

納付すべき相続税を一時に金銭で納付することが困難な場合には、納付困難な金額を限度として年賦延納することができます。(ただし、一定の要件があります)

② 物納が認められる場合

相続税の納付が金銭一括納付はもちろんのこと、分割納付(延納)によっても困難な場合、一定の要件を満たせば「相続した物」による納付が例外的に認められます。

〈物納できる財産〉

物納できる財産は相続または遺贈により取得した財産のうち、次の財産に限定されており、かつ優先順位が決められています。

第1順位 不動産、船舶、国債、地方債、上場株式等
 第2順位 非上場株式等
 第3順位 動産

相続税の申告を期限までにされないと…

1 配偶者の税額軽減を受けられません

ただし、遺産分割協議の遅延による場合は、申告期限後3年以内という条件で、協議成立の日から4ヶ月以内に更正の請求をして軽減措置が受けられます。

2 延納ができません

延納を希望する場合は、申告期限までに申請書類を添えて納税地の税務署長宛に提出しなければなりません。

3 物納ができません

物納を希望する場合は、申告期限までに必要事項を記入した申請書を納税地の税務署長宛に提出しなければなりません。

4 加算税及び延滞税がかかります

相続税は申告納税制度であり、納付期限までに申告がない場合等には罰則規定が設けられています。

- ・ 過少申告加算税、無申告加算税、重加算税
- ・ 延滞税

5 寄付行為・特定公益信託を非課税にできません

国・地方公共団体・特定の公益法人(条件非課税)へ相続財産などを申告期限までに寄付した場合には、その寄付財産には相続税がかかりません。

また、特定公益信託のうち目的が教育または、科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与する特定公益信託の信託財産とするため支出された場合は、寄付行為同様その支出した金銭には相続税はかかりません。

V. 東海東京証券の相続のお手続き

お手続き全体の流れ

当社では、営業店の担当者に代わりまして、相続担当がお手続きいたします。

Step1 お取引店へのご連絡

まずは、お亡くなりになったお客様の口座があるお取引店へご連絡ください。
相続担当より、お客様の相続に係るご状況をお伺いします。



Step2 相続財産の把握と受取人の確定

残高証明依頼者をご記入いただき、必要書類とともにご提出（郵送）ください。
お亡くなりになったお客様のお預かりを確認していただくため、相続担当より「残高証明書」をお送りいたします。
相続財産を受け取られる方を確定してください。
お客様のご相続に合わせた手続き書類をお送りいたします。
※相続財産を受け取られるお客様が当社に口座をお持ちでない場合は、新規口座の開設が必要となります。



Step3 手続き書類のご記入とご提出

当社所定の手続き書類にご記入・ご捺印いただき、必要書類とともにご提出（郵送）ください。
ご提出いただいた書類を精査し、お手続きに必要な書類がすべて整いましたら、相続財産の移管手続きを行います。
※ご提出（郵送）いただいた書類に不備等がある場合は、改めてご対応いただくことになります。



Step4 手続きの完了

相続財産の移管手続き完了後、当社より移管後の「お預かり明細のお知らせ」をお送りいたします。
相続手続き完了後のお取引につきましては、お取引店へお申し付けください。
なお、お手続きにかかる期間はそれぞれの場合によって異なります。

相続手続きの都合上、相続人の特定口座へ移管する場合には、一旦一般口座へ移管を行った後、特定口座へ組み入れます。このためご売却の際は、「預り区分」が「特定預り」となっていることをご確認いただきご注文をお願いいたします。

ご用意いただく戸籍謄本について

お亡くなりになられた事実の確認と相続人を確定させていただくため、被相続人の出生から死亡までの連続した全戸籍謄本のご提出をお願いしております。

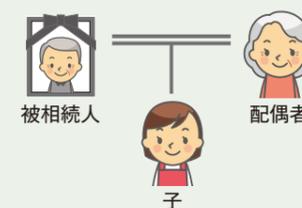
婚姻や戸籍の改製等の理由により、新しく戸籍が編製されます。新しい戸籍には、古い戸籍に除籍等と記載されている事柄は転記されません。そのため、全部事項証明書に出生・婚姻・死亡等の記載がされていますが、転記されていない事項の有無を確認する必要があるため、出生から死亡までの戸籍謄本の準備をお願いしています。

相続のお手続きで弊社にご提出いただきました戸籍謄本等の原本は、弊社にて写しをいただき、原本をご返却いたします。

なお、ご用意いただきました戸籍謄本と相続関係を一覧に表した図（法定相続情報一覧図）を登記所（法務局）へご提出いただきますと、登記官の認証文付き法定相続情報一覧図が交付されます。この法定相続情報一覧図は弊社での相続のお手続きをはじめ、各種相続のお手続きで使用できるため、戸籍謄本紛失等の心配が軽減できます。制度の詳細については、法務局のホームページ等をご覧ください。

ご用意いただく戸籍謄本の例

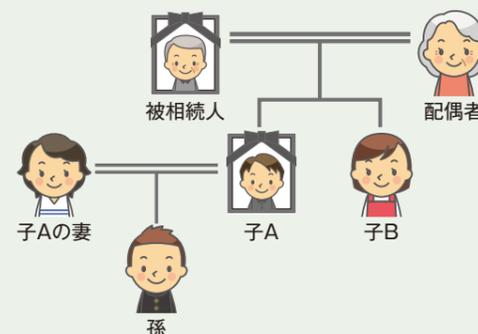
1 配偶者と子供が相続人の場合



ご用意いただく戸籍謄本

被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本

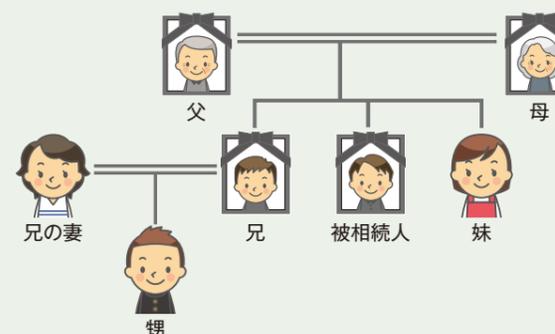
2 配偶者と子供と孫が相続人の場合



ご用意いただく戸籍謄本

被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本
 子Aの出生から死亡までの戸籍謄本

3 兄弟姉妹と甥姪が相続人の場合



ご用意いただく戸籍謄本

被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本
 父と母の出生から死亡までの戸籍謄本
 兄の出生から死亡までの戸籍謄本

お客様にご提出いただく書類のご案内

お亡くなりになられた方(被相続人)が所有していた預貯金等については、遺言書がない場合、相続が発生した時点から相続人の共有財産となります。そのため、各種手続きには一定の書類の提出が必要になります。弊社口座でお預かりしている有価証券等に関する、相続のお手続きに必要な書類は以下の通りです。なお、内容により別途その他の書類をご提出いただく場合や、下記内容と異なる手続きをご案内する場合がございます。

残高証明書の発行

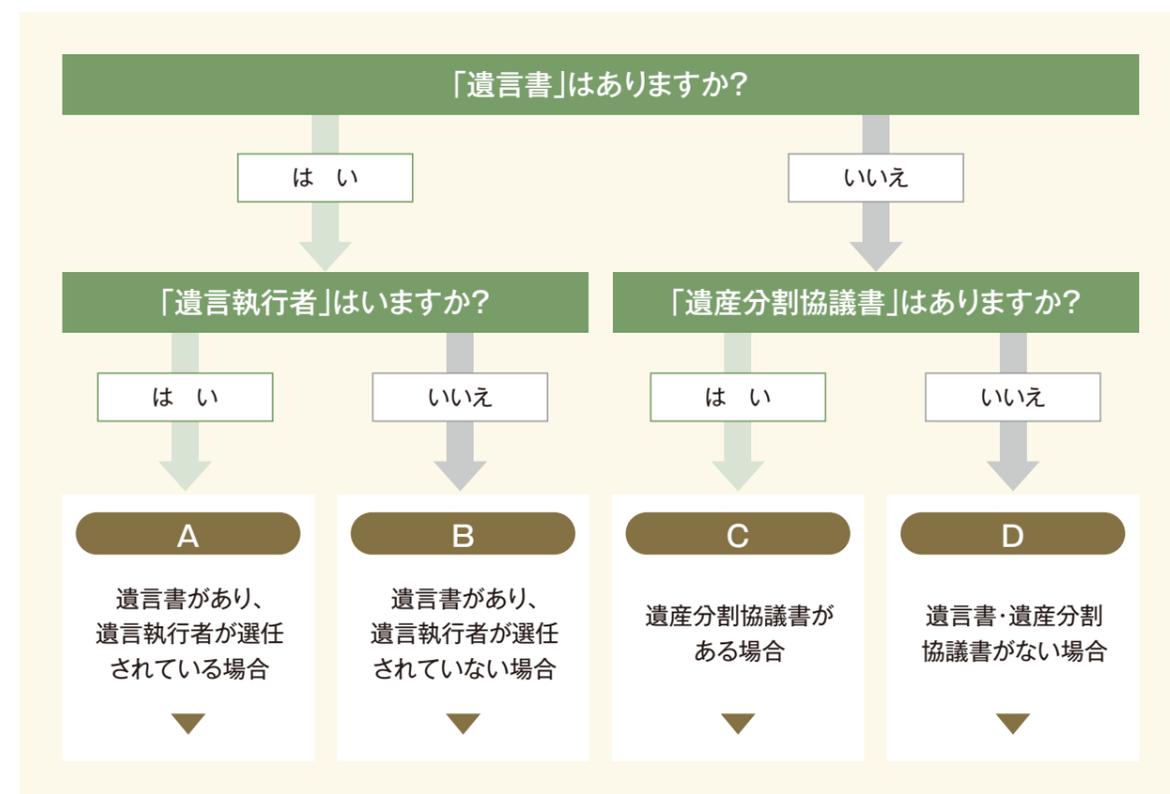
お亡くなりになったお客様のお預かりをご確認いただくための「残高証明書」は、法定相続人の方に発行することができます。

ご提出(郵送)いただく書類	備考
① お亡くなりになったお客様の死亡が確認できる戸籍謄本等または法定相続情報一覧図の写し、住民票の写し	いずれも原本が必要です。
② お亡くなりになったお客様との関係が確認できる戸籍謄本等または法定相続情報一覧図の写し	①にて、ご関係が確認できる場合は不要です。
③ 残高証明書発行を依頼するお客様の本人確認書類(印鑑証明書、住民票の写し、運転免許証、健康保険証)	印鑑証明書および住民票の写しについては、発行日より6ヶ月以内の原本が必要です。
④ 当社所定の「残高証明依頼書」	

※ご提出(郵送)いただいた戸籍謄本等の原本は、確認後、ご返却いたします。

相続の手続き

お手続きに必要な書類は、「遺言書」の有無など、お客様の相続の方法により異なります。以下のチャートをご参考に、必要となる書類をご確認ください。



A 遺言書があり、遺言執行者が選任されている場合

ご提出(郵送)いただく書類	備考
① 遺言書	原本が必要です。
② お亡くなりになったお客様の死亡が確認できる戸籍謄本等または法定相続情報一覧図の写し、住民票の写し	いずれも原本が必要です。
③ 家庭裁判所による検認済み証明書	公正証書遺言の場合は、不要です。
④ 遺言執行者の選任審判書	遺言書内にて、遺言執行者が選任されている場合は、不要です。
⑤ 遺言執行者の印鑑証明書	発行日より、6ヶ月以内の原本が必要です。
⑥ 当社所定の手続き書類	

※遺言書情報証明書(原本)をご提出される場合は、①・③は不要です。

B 遺言書があり、遺言執行者が選任されていない場合

ご提出(郵送)いただく書類	備考
① 遺言書	原本が必要です。
② お亡くなりになったお客様の死亡が確認できる戸籍謄本等または法定相続情報一覧図の写し、住民票の写し	いずれも原本が必要です。
③ 家庭裁判所による検認済み証明書	公正証書遺言の場合は、不要です。
④ 遺言書により、相続財産の受取人となる相続人全員の印鑑証明書	発行日より、6ヶ月以内の原本が必要です。
⑤ 当社所定の手続き書類	

※遺言書情報証明書(原本)をご提出される場合は、①・③は不要です。

C 遺産分割協議書がある場合

ご提出(郵送)いただく書類	備考
① 遺産分割協議書	原本が必要です。
② 法定相続人全員が確認できる戸籍謄本	法定相続人全員を確認させていただくため、被相続人の出生から死亡までの連続した全戸籍謄本または、法定相続情報一覧図をご用意ください。いずれも原本が必要です。
③ 相続人全員の印鑑証明書	発行日より、6ヶ月以内の原本が必要です。
④ 当社所定の手続き書類	

D 遺言書・遺産分割協議書がない場合

ご提出(郵送)いただく書類	備考
① 法定相続人全員が確認できる戸籍謄本	法定相続人全員を確認させていただくため、被相続人の出生から死亡までの連続した全戸籍謄本または、法定相続情報一覧図をご用意ください。いずれも原本が必要です。
② 相続人全員の印鑑証明書	発行日より、6ヶ月以内の原本が必要です。
③ 当社所定の手続き書類	

※ご提出(郵送)いただいた戸籍謄本等の原本は、確認後、ご返却いたします。

※相続財産を受け取られるお客様が当社に口座をお持ちでない場合は、新規口座の開設が必要となります。

※ご状況により、上記以外の書類が必要となる場合がございます。

VI. よくあるお問い合わせ

Q.1 相続人の中に未成年者がいます。

A.1 未成年者が財産上の法律行為をする場合、通常は親権者(親)が法定代理人となって手続きを行います。しかし、被相続人の配偶者と未成年の子供が相続人の場合、遺産分割協議には親権者(親)も協議に参加しますので、利益相反行為となり未成年者の法定代理人となることはできません。家庭裁判所に申立て、子供の代理人(特別代理人)を選任してもらい、この特別代理人が子供の代わりに相続のお手続きを行うことになります。

ご準備いただく必要書類	備考
家庭裁判所の審判書	特別代理人が選任されたことが確認できるもの。
特別代理人の印鑑証明書	発行から6ヶ月以内のもの。

Q.2 判断能力が不十分な相続人がいます。

A.2 成年後見制度とは、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が判断能力が不十分な人の意思を尊重し、かつ本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、本人に代わって財産を管理したり必要な契約を結んだりすることによって本人を保護・支援する制度です。
成年後見人が選任されている方がいる場合、成年後見人が本人に代わって遺産分割協議を行うことになります。

ご準備いただく必要書類	備考
成年後見制度を利用されていることを確認できる書類	成年後見人の記載がある登記事項証明書や家庭裁判所の審判書(成年後見人の選任)等。
成年後見人等の印鑑証明書	発行から6ヶ月以内のもの。

Q.3 海外に住んでいる相続人がいます。

A.3 相続人が海外に居住している場合、在外公館(大使館、総領事館)で「在留証明書」や「署名証明書」の交付を受ける必要があります。「在留証明書」は、海外居住者がその国のどこに住居を有しているかを証明する書類です。「署名証明書」は、海外在住者が日本の印鑑証明に代わるものとして日本での手続きのために、申請者の署名(及び拇印)が確かに領事の面前で行われたことを証明する書類です。
弊社での手続きの際、郵便等で海外にいる相続人と連絡を取っていただき、本人が記入した必要書類とともに提出ください。

ご準備いただく必要書類	備考
在留証明書	申請方法、手数料、必要書類など詳細については証明を受けようとする在外公館に直接お問い合わせください。
署名証明書	申請方法、手数料、必要書類など詳細については証明を受けようとする在外公館に直接お問い合わせください。

東海東京証券が 相続手続きをお手伝いします。

東海東京証券では、相続に関するご相談に専門スタッフが親身になってサポートいたします。

東海東京証券のお客様を対象に相続・贈与等の資産承継や事業承継、証券税制などに関する相談を承っております。

また、関係会社「東海東京ウェルス・コンサルティング」へのご相談の他、税理士や司法書士、信託銀行などの幅広い分野での社外専門家と連携し、様々なお客様のご要望にお応えする体制を整えておりますので、わからないこと、お困りのことなどがございましたらお気軽にお取引店の担当者までお声がけくださいますようお願い申し上げます。深い悲しみのさなか、諸手続きでお忙しいご遺族のお役に立てますよう万全の体制で支援させていただきます。

《東海東京ウェルス・コンサルティング》

東海東京証券のお客様を対象に相続・贈与、事業承継、不動産等に関するご相談を承っております。

名古屋、東京を拠点に、経験豊富なコンサルタントがお客様の抱える様々な問題についてじっくりお話をうかがいます。相談をご希望のお客様はお取引店の担当者へご依頼ください。

※ご相談は無料です。

東海東京ウェルス・コンサルティング

※「東海東京ウェルス・コンサルティング」は、「東海東京フィナンシャル・ホールディングス」が100%出資する関係会社です。

金融商品にご投資いただく際には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。また、各商品等には価格等の変動等による損失が生じるおそれがあります。商品毎に手数料等及びリスクは異なりますので、当該商品等の契約締結交付書面等をよくお読みください。

●当社の概要

商号等／東海東京証券株式会社 金融商品取引業者
東海財務局長(金商)第140号

加入協会／日本証券業協会
一般社団法人金融先物取引業協会
一般社団法人第二種金融商品取引業協会
一般社団法人日本STO協会